

発委第4号

(公印省略)
令和8年7月15日

播磨町議会議長 岡田 千賀子 様

提出者 議員報酬のあり方等検討特別委員会
委員長 神吉 史久

議員報酬のあり方等検討特別委員会の設置についての一部改正の件

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第3項の規定により提出します。

(提出の理由)

多様な人材が本町議会の議員に立候補できる環境整備としても、議員報酬の議論が必要と考え、本町議会の議員報酬のあり方等を検討するため令和7年12月2日から特別委員会を設置し議論を重ねています。

当初、委員の定数を12人としておりましたが、令和8年7月5日の補欠選挙により議員が1人増えたため、議員報酬のあり方等検討特別委員会の委員定数を12人から13人に変更を行うものです。

(別紙)

議員報酬のあり方等検討特別委員会の設置についての一部改正

議員報酬のあり方等検討特別委員会の設置について（令和7年12月2日議決）の一部を次のように改正する。

第4委員の定数を次のように改める。

4 委員の定数 13人

附 則

この議決の効力は、令和8年7月15日から生じるものとする。

発委第4号関係

議員報酬のあり方等検討特別委員会の設置についての一部改正
新旧対照表（抜粋）

新（改正後）	旧（改正前）
3 （略） 4 委員の定数 <u>13人</u>	3 （略） 4 委員の定数 <u>12人</u>